

株式会社東芝  
原子力技術研究所使用施設(N28-2)  
平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月  
原子力規制委員会

# 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
(1) 基本検査項目 .....	1
(2) 追加検査項目 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	2
(3) 違反事項 .....	15
4. 特記事項 .....	15

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成30年6月5日(火)

### (2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

原子力保安検査官 清水 春雄 他

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより保安規定の遵守状況の確認を行った。

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① マネジメントレビューの実施状況に係る検査
- ② 異常事象等発生時の措置に係る検査

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」及び「異常事象等発生時の措置」を検査項目として検査を実施した。

「マネジメントレビューの実施状況」については、前年度のマネジメントレビューの結果及び内部監査の内容を網羅しており、これらを反映して、平成30年4月1日に品質保証計画を改定していることを確認した。

品質保証管理者は、各部門の担当者が参加して現況や課題を基に討議した結果を今年度の内部監査年間計画に反映していることを「平成30年度内部監査年間計画書(平成30年4月10日)」及び関係者からの聴取により確認した。

保管容器点検に関しては、5カ年計画を立てて予防措置を実施していること、前々年度に「是正措置・予防処置報告書(平成28年5月23日)」を1件発行していること、ドラム缶の全数点検の実施状況を確認し、長期保管されている廃棄物ドラム缶の劣化について、計画に基づき常に監視していることを確認した。

「異常事象等発生時の措置の実施状況」については、原因除去及び拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う必要があるが、このような事例はこれまでに発生していないことを関係者聴取により確認した。

なお、異常事象発生時には「応急措置要領」及び下部規定の「N28-2 異常時措置マニュアル」に従い、対応することを確認した。

さらに、異常事象発生時における事前措置、要員の確保、防災資機材の整備、通報連絡系統の確立、医療機関の確保等、事前の措置を講じていることを「応急措置要領（平成 28 年 4 月改正）」の履歴及び関係者聴取により確認した。

非常事態の事前措置としては、必要な要員に対する職務発令が「職務発令の件（平成 30 年 4 月 2 日）」により行われており、非常時の備えとして保安規定に従い、消防設備、通信連絡機器等の保守・点検が行われていること、緊急連絡体制や研究所周辺の人口分布等の社会環境の状況は、常に最新のものに更新していること等を「自動火災報知設備点検票（平成 30 年 2 月 20 日～2 月 23 日）」等の記録及び聴取により確認した。

また、保安教育において、非常の場合に採るべき処置に関することを受講するとともに、年 1 回危険時措置訓練の計画を策定し、「保安教育・訓練実施記録（保安教育）（平成 29 年 11 月 29 日）」により管理していることを聴取により確認した。

外部事象等に対する体制の整備等については、「核燃料物質の使用に係る新規規制基準の施工に関する報告」に示された影響評価結果から N28-2 施設建屋の安全性について特に問題があると考えられていないことから、危険時の措置の中で、異常事象等に応じた体制がとられることを確認した。

その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

## (2) 検査結果

### ① マネジメントレビューの実施状況に係る検査

事業者におけるマネジメントレビューの実施状況について検査を行った。

検査の結果、原子力技術研究所長（以下「研究所長」という。）は、品質保証に係る組織、内部監査組織の長と監査員を選出し、発令していることを「職務発令の件（平成 30 年 4 月 2 日付け）」の記録及び関係者聴取により確認した。

品質保証責任者は、内部監査年間計画打合せにおいて、現在の施設状況や今後の課題等について報告し、所長へ報告していることを、「平成 30 年内部監査打合せ議事録・メモ（平成 30 年 5 月 25 日）」等の記録及び関係者聴取により確認した。なお、当該打合せには各部門担当がオブザーバーとして参加し、状況や課題について情報提供していることを関係者聴取により確認した。

また、品質保証責任者は、マネジメントレビューを実施するにあたり、必要な情報を収集し、問題点を抽出しマネジメントレビューの議題を決定していること、平成 30 年 3 月 16 日に実施された前年度のマネジメントレビューの結果に、平成 29 年 9 月 21 日及び平成 30 年 2 月 9 日に実施された 2 回の内部監査の内容を網羅していることを「マネジメントレビュ

一記録(平成 30 年 4 月 10 日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

また、マネジメントレビューの監視項目である保管容器の点検に関しては、研究所長が、5 年計画を立て予防措置を実施していること、前々年度に「是正措置・予防処置報告書(平成 28 年 5 月 23 日)」1 件を提出していること、現在も措置を継続しているドラム缶の全数点検について、5 年計画を立てて予防措置を実施していることを「定期自主検査結果(平成 30 年 4 月 27 日)」等の記録、関係者聴取及び現場立入により確認した。

なお、平成 29 年度において、不適合の発生はなく、保管容器に係る予防処置以外に是正処置又は予防処置が継続している事例もないことを、関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## ②異常事象等発生時の措置に係る検査況に係る検査

異常事象等発生時の措置について適切に行われているか検査を行った。

検査の結果、非常時の措置については、原因除去及び拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う必要があるが、このような事例はこれまでに発生していないことを、関係者聴取により確認した。

非常事態の事前措置として、必要な要員に対する職務発令が「職務発令の件(平成 30 年 4 月 2 日)」により行われ、消防設備、通信連絡機器等の保守・点検が行われていることを確認した。

また、緊急連絡体制や研究所周辺の人口分布等の社会環境の状況は、常に最新のものに更新していること等を「自動火災報知設備点検票(平成 30 年 2 月 20 日～2 月 23 日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

異常等の通報を受けた場合、N28-2 担当部長は、直ちに異常の状況を把握して、従業員の安全確保及び核燃料物質による汚染の拡大防止のための応急措置を講じること、また、放管長は、異常等の通報を受けた場合、直ちに放射線レベルを調査し、その状況を N28-2 担当部長及び管理担当部長に報告するとともに、放射線防護上の応急措置を講じること、研究所長は、異常の通報を受け、その事態が非常事態であると判断した場合は、直ちに災害対策本部を設置することを「応急措置要領」により確認した。

これら通報、応急措置、災害対策本部の組織及び要員、設置の際の関係機関への通報体制並びに非常事態における活動内容については、「応急措置要領」に定めており、通報連絡システムを最新のものにするため変更の都度更新され、平成 28 年 4 月 1 日版が最新であることを確認した。

緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、全員が放射線の生体に与える影響及び放射線防護について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出ており、緊急作業についての訓練を受けていること、また、現在、緊急

作業に従事させることができる放射線業務従事者の人員は、23 名となっていることを「保安教育・訓練実施記録(平成 29 年 11 月 21 日、22 日～24 日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。川崎区(立地地方自治体)で震度 3 以上の地震が発生した場合、N 28-2 においては、下部規定に従い、点検を行うこととしている。平成 29 年度においては、震度 3 以上を記録した地震は 3 回発生(全て震度 3)したが、その都度点検しており、異常は認められなかったことを、「地震等の異常時における施設・設備点検結果報告(平成 30 年 1 月 9 日発生)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

保安教育及び措置訓練については、毎年当該年度の開始に先立ち、管理担当部長が計画を立案し、研究所長の承認を得ていること、及び、研究所長は、保安教育等の計画を承認するにあたり、主務者の意見を確認していることを「保安教育並びに危険時の措置訓練計画(平成 30 年 3 月 26 日)」の記録及び関係者聴取により確認した。

放射線業務従事者及び保安規定に定める保安管理の職位にあたるものに対する保安教育は、実施項目計画表を作成し、定期的実施していることを、「保安教育・訓練実施記録(平成 29 年 11 月 29 日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。また、一時立入者であって業務上管理区域に立ち入るものに対しては、立入りに必要な項目について保安教育を行っていることを、「管理区域一時立入(見学以外)実績(平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月)」等の記録及び関係者聴取により確認した。危険時の措置訓練は、平成 29 年 11 月 21 日に、震度 6 強の地震により保管容器が転倒し漏えいが発生したとの想定で、前回訓練の反省点、通報・連絡の遅延を踏まえて訓練が行われ、その結果について、想定シナリオについて、有効性評価を行い、現場での状況を正確に把握すべきであることを反省事項とし、次回の訓練に反映するとしていることを、「保安教育・訓練実施記録(平成 29 年 11 月 29 日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

なお、外部事象等に対する体制の整備等については、「核燃料物質の使用に係る新規制基準の施工に関する報告」に示された影響評価結果から N28-2 施設の安全性について特に問題があると考えられていないことから、危険時の措置の中で、異常事象等に応じた体制がとられることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

### (3) 違反事項

なし

### 4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月日	6月5日(火)	備考
午前	●初回会議 ○マネジメントレビューの実施状況	
午後	○異常事象等発生時の措置の実施状況 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注)○:基本検査項目、◇:抜き打ち検査項目 ●:会議等